

山道川上流

みどり
水土里ネット

広報 No.7

平成26年12月1日 発行

(迫川上流土地改良区)



主な内容

- 理事長挨拶 2
- 平成26年度事業計画について 8
- 第14回総代会提出議案 3
- 届け出のお願い 9
- 平成25年度財務状況 3
- 国営造成施設管理体制整備促進事業ほか 10~11
- 平成25年度財産目録 5
- お知らせとお願い 12~16
- 平成25年度事業報告 5

●発行・編集／水土里ネット迫川上流（迫川上流土地改良区） ●印刷／有限会社及川印刷
●所在地／〒989-5502 宮城県栗原市若柳字川南戸ノ西4番地
●TEL／0228(32)7181 ●FAX／0228(32)7183
●組合員数／7,856名 ●地区面積／10,282ha（平成26年3月31日現在）
●E-Mail／jouryu@hakuue.jp ●ホームページ／<http://www.hakuue.jp>

ごあいさつ

迫川上流土地改良区
理事長 高橋 義 矩



組合員の皆様方には、常日頃から土地改良区の運営に格別なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

岩手・宮城内陸地震、東日本大震災とこれまでの想定を超える経験乗り越えて、少しずつ日差しが上向きになってきたところに、今度は平成26年産米の概算金の暴落ということで豊作を素直に喜ぶ心境になれない状況で非常に残念であります。

現政権が掲げる「地方創生」の観点からも「地方の声に耳を傾け、強い農業、農業の成長産業化」と繰り返してはいますが、具体的な方策が見えてきません。地方に大打撃を与えるような内容ではあってはならないし、食料は国家100年の計として政権が変わっても大きく変動がない施策を進めてほしいことを切実に願うと共に、巨大な力で農業の仕組みを変えようと押し付ける様々な圧力が降り注ぐ中、日本の農業政策がどういう方向に向かうのか常に注視しなければなりません。

平成25年12月5日には農地中間管理事業の推進に関する法律が成立し平成26年3月1日に機構法が施行されました。今年は農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田フル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの改革により、土地改良区の事業や運営にも大きな影響を及ぼすことも考えられるため、様々な想定を常に念頭に置きながら取り組んでいくことが必要であると思えます。

今日の農業・農村は大きな転換期を迎えているとよく言われますが、この言葉はこれまでも何回も繰り返して使われてきました。それぞれの時代の転換期に先人達は次世代に引き継ぐために努力を惜しまず進み続けて参りました。強い農業農村を創り上げるため農業農村整備事業が重要な役割を果たしてきたことも事実であり、土地改良区が果たす役割、期待は今後も大きくなると考えております。

土地改良区業務運営につきましては、財務報告、事業報告を広報に記載しているとおりであり依然として農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況ですが、組合員のための土地改良区を基本理念に据え、役職員が一丸となって健全運営に鋭意努力して参る所存でありますので、一層の組合員皆様方の暖かいご支援ご協力をお願い申し上げます。

終わりに新しい年が皆様にとって佳き年でありますようにご祈念申し上げ、ご挨拶いたします。

第14回総代会開催

平成26年10月16日（木）午前10時から栗原市若柳総合文化センター「ドリーム・パル」において、第14回総代会が開催されました。

総代89人中73人出席のもと、来賓に高橋正明栗原市副市長並びに藤田重晴栗原市産業経済部農村整備課長の出席を頂き、議長には栗原市栗駒地区の菅原徹氏が選出され、執行部から提案された53案件の議案内容が慎重審議され、全て原案通り承認可決されました。



挨拶する高橋理事長



菅原議長（栗駒地区）



賛否の様子

第14回総代会提出議案

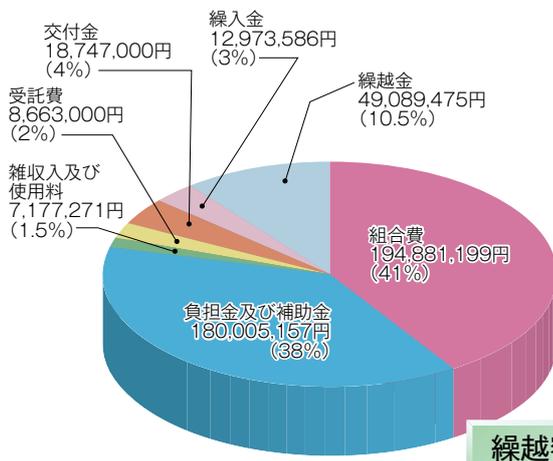
- ・平成25年度 事業報告の承認について
 - ・平成25年度 一般会計収入支出決算の承認について（他特別会計の決算に関する案件22案件）
 - ・平成25年度 財産目録の承認について
 - ・平成25年度 監査報告
- （平成26年8月5日から8月7日の3日間に亘っての定期（決算）監査に対する報告）
- ・迫川上流土地改良区土地改良事業（維持管理）計画の変更について
 - ・県営ほ場整備事業尾松第2地区土地改良財産の譲与について
 - ・県営ほ場整備事業栗原地区土地改良財産の譲与について
 - ・規約の一部変更について
 - ・平成26年度 土地改良施設維持管理適正化事業の一部変更について
 - ・平成26年度 一般会計収入支出補正予算について（他会計の補正予算に関する案件21案件）

平成25年度 財務状況

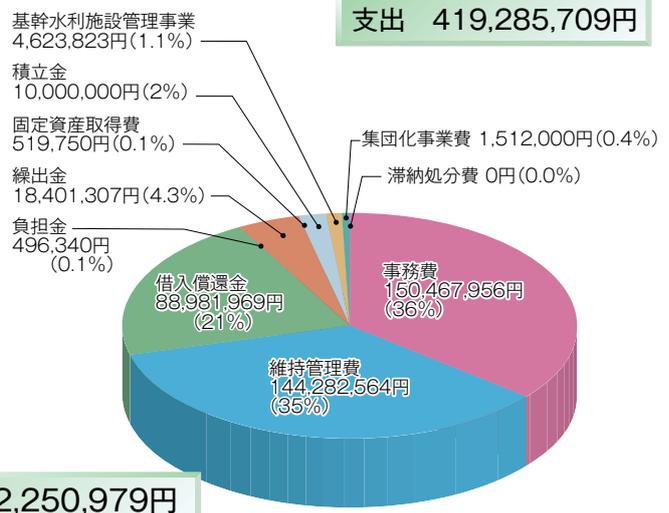
迫川上流土地改良区規約第47条の規定に基づき平成25年度の財務状況を報告いたします。

【一般会計】

収入 471,536,688円



支出 419,285,709円



繰越額 52,250,979円

【その他特別会計】

(円)

項目		会計名	石 越	金生地区 維持管理	沢辺地区 維持管理	尾松第1地区 維持管理	尾松第2地区 維持管理	渡丸地区 維持管理	栗原地区 維持管理	沖富地区 県 ぼ
収入 決算額	組 合 費		91,487,206	2,734,170	1,172,462		2,317,027	1,625,845	1,498,083	2,739,991
	補 助 金		15,762,950		1,258,950		36,462,700		33,693,000	4,400,000
	受 託 費									1,126,650
	雑収入及び使用料		10,312,432	773	237	8,077	1,696	24,196	839	2,524,389
	換地清算金徴収金						23,706,596			
	換 地 交 付 金									174,395,000
	一時利用地収益徴収金									364,104
	繰 入 金		3,244,834	1,017,000	295,000		2,483,095			
	繰 越 金		8,533,266	3,369,229	975,200	2,010,716	1,810,121	575,006	973,091	7,727,719
合 計		129,340,688	7,121,172	3,701,849	2,018,793	66,781,235	2,225,047	36,165,013	193,277,853	
支出 決算額	事 務 費		38,630			84,773	219,713	22,500	98,518	5,798,021
	維持管理費		44,458,234	3,623,902	2,962,883	399,000	7,796,052	753,238	85,050	44,520
	借入償還金		71,211,171				33,562,000		34,635,381	796,751
	分担金及び負担金		150,000							800,000
	換地業務費									6,633,618
	換地清算金						23,706,599			174,395,000
	積立金		2,000,000	1,000,000						
	一時利用地収益交付金									364,104
	予 備 費		0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		117,858,035	4,623,902	2,962,883	483,773	65,284,364	775,738	34,818,949	188,832,014	
翌年度へ繰り越し		11,482,653	2,497,270	738,966	1,535,020	1,496,871	1,449,309	1,346,064	4,445,839	

(円)

項目		会計名	宮野地区 維持管理	下畑岡地区 維持管理	新田地区 維持管理	杭ヶ浦地区 維持管理	沖富地区 県ぼ預り金	荒 砥 電 沢 所	職 員 退 職 給 与 積 立
収入 決算額	組 合 費		1,291,711		2,380,695	1,815,645			
	補 助 金			1,120,350					
	交 付 金			1,890,000					
	発 電 収 入							64,320,984	
	雑収入及び使用料		196,847	1,201	8,444	165	1,012,688	7,286	30,948
	繰 入 金			11,950,000					12,072,307
	繰 越 金		266,648	802,826		345,576	350,733,882	1,276,913	128,383,551
合 計		1,755,206	15,764,377	958,459	2,161,386	351,746,570	65,605,183	140,486,806	
支出 決算額	事 務 費		19,000	48,675	3,347,598			69,706	
	維持管理費		1,471,104	14,509,190		1,201,332		17,260,784	
	積立金				2,296,250	252,000		1,000,000	
	退職金								17,143,636
	換地交付金						174,395,000		
	予 備 費		0	0	0	0	0	0	
合 計		1,490,104	14,557,865	2,296,250	1,453,332	174,395,000	18,330,490	17,143,636	
翌年度へ繰り越し		265,102	1,206,512	1,051,348	708,054	177,351,570	47,274,693	123,343,170	

(円)

項目		会計名	償還金積立	決済金積立	三 迫 川 財 産 区	若 柳 川 南 区 財 産 区	二 迫 川 財 産 区	尾松第1、第2 受委託基金	国 営 施 設 補 償 金
収入 決算額	積立金収入		7,573,776						
	決 済 金			1,254,608					
	雑 収 入		930	289	659	992	4,326	247	92
	繰 入 金							543,099	
	繰 越 金		5,404,039	1,085,567	3,017,693	4,072,599	16,834,128	1,215,367	464,021
合 計		12,978,745	2,340,464	3,018,352	4,073,591	16,838,454	1,758,713	464,113	
支出 決算額	事 務 費				0	0	10,500		
	繰 出 金		7,753,368	1,686,402		1,936,150	5,458,595		
	補 填 金							672,479	
	補 償 金								0
	予 備 費		0	0	0	0	0		
合 計		7,753,368	1,686,402	0	1,936,150	5,469,095	672,479	0	
翌年度へ繰り越し		5,225,377	654,062	3,018,352	2,137,441	11,369,359	1,086,234	464,113	

平成25年度 財産目録

【資産の部】

(単位：円)

項目	金額
1. 流動資産	
① 現金及び預金	128,834,914
② 未収賦課金	4,170,938
2. 固定資産	
① 有形固定資産	34,905,304
② 無形固定資産	1,509,900
3. その他固定資産	
① 基本財産	133,133,931
② 特定資産	338,825,375
資産合計	641,380,362

【負債の部】

(単位：円)

項目	金額
(1) 公庫資金等長期借入金	903,056,421
① 県営かんがい排水事業費借入金 4 事業地区分	631,488,352
② 県営ほ場整備事業費及び団体営ほ場整備事業費借入金 7 事業地区分	268,720,782
③ 団体営かんがい排水事業費借入金 1 事業地区分	2,847,287
(2) その他の長期借入金	89,193,351
① 県営かんがい排水事業費借入金 2 事業地区分	83,681,956
② 団体営かんがい排水事業費借入金 1 事業地区分	5,511,395
負債合計	992,249,772

平成25年度 事業報告

1. 組合員及び地区面積

組合員数 7,856 人 地区面積 102,823,292.88 m²

2. 事業の経過

1 施設維持管理の状況

○土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設維持管理適正化事業とは、ポンプ、モーターのオーバーホール、ゲート等の塗装、機械等の部品の取り替えなど数年に一度行う施設の整備補修に要する経費に対し助成される制度です。一般的な補助事業と異なる点は、事前に事業に加入し整備補修に必要な費用の一定額を、拠出金として毎年全国土地改良事業団体連合会に拠出することで、土地改良区が助成を受ける制度です。

工事名	事業費	工事場所	工事内容
四ヶ村頭首工整備補修工事	4,809,000 円	栗原市一迫地内	土砂吐・取水ゲート・巻上機・管理橋等塗装及び整備補修工事
四ヶ村除塵機整備補修工事	5,985,000 円	栗原市一迫地内	レーキ及びチェーン・操作盤整備補修工事
割上揚水機場整備補修工事	4,063,500 円	栗原市築館地内	φ300mm×1台オーバーホール、電気設備整備補修工事
石越揚水機場電気設備補修工事	6,825,000 円	登米市石越地内	インバータ、リレー、タイマー等交換、電気設備整備補修工事
下畑岡第1(大畑)揚水機場電気設備補修工事	2,152,500 円	栗原市若柳地内	φ200mm×2台オーバーホール、電気設備(操作盤)整備補修工事
設計書作成業務	955,500 円	上記5地区	設計業務
合計	24,790,500 円		

四ヶ村頭首工整備補修工事



ゲートの塗装

四ヶ村除塵機整備補修工事



水中ポンプのオーバーホール

割上揚水機場整備補修工事



石越揚水機場電気設備補修工事



インバータ等の交換

ごみ上げレーキのチェーン交換

水中ポンプのオーバーホール

下畑岡第1(大畑)揚水機場電気設備補修工事



○維持管理の状況

地 区	維 持 管 理 の 内 容	金 額	附 記
登米市石越町地内 外	山崎排水機場空気圧縮機整備補修工事 外 306 件	91,583,599 円	県営造成施設 外

ポンプ設備の分解整備 ポンプの電気ケーブル交換 用水路の目地補修 漏水する溝畔の補修



沈下した用水路の布設替え



漏水する溝畔の補修



用水路漏水処理の暗渠排水管の設置



破損したゲートの交換



2 工事の施工状況

○本年度団体営事業の概要

①農業基盤整備促進事業

工 事 名	事 業 費	工 事 場 所	工 事 内 容
尾松第 2 地区排水路整備工事 外 5 件	15,718,500 円	栗原市栗駒地内外	水路改修工事 HF500*500 L=322.3m 外



施
工
前

尾松第 2 地区排水路整備工事
(栗原市栗駒地内)

土水路をコンクリート水路
に改修

完
成



施
工
前

沢辺地区排水路整備他工事
(栗原市金成地内)

土水路をコンクリート水路
に改修

完
成



施
工
前

下畑岡地区排水路法面改修工事
(栗原市若柳地内)

漏水する法面の改修

完
成



施
工
前

北郷地区用水路改修工事
(登米市石越町地内)

開水路をパイプラインに改修

完
成



②小水力等再生可能エネルギー導入推進事業補助金

工 事 名	事業費	工事場所	工事内容
小水力再生可能エネルギー導入推進事業 栗原地区小水力発電案件形成支援業務	4,000,500 円	栗原市管内	測量設計業務

農林水産省は農業水利施設の適正な維持管理を確保するため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を促進しており、その中でも小水力等発電施設の導入可能性の有無についての調査に対する支援事業を、案件形成支援事業と呼びます。

本業務は、その事業の補助を受けて行った業務です。

3 県営事業の進捗状況

工 事 名	事業費	工事場所	工事内容	進捗率
県営農村地域防災減災事業沖富地区	40,000,000 円	栗原市築館地内	区画整理工 一式	86.18%

施 工 中



完 成



3. 事務の経過

○会議の件数

会 議 名	件 数	会 議 名	件 数	会 議 名	件 数
総 代 会	2	監 事 会	5	総務委員会	3
理 事 会	11	監 査	2	その他委員会・会議	94

4. 経理の状況

○施設維持管理の状況

会 計 名	維持管理経費	附 記
一般会計	148,906,387 円	国営施設管理費 県営施設管理費 末端施設管理費 外
13 特別会計	96,861,539 円	水路工事・施設管理費 施設電気料 外

○借 入 金 なし

○一時借入金 なし

○賦課金の納入状況 (平成26年5月31日現在) <未納額合計 4,170,938円>

項 目	調 定 額	徴 収 額	未 納 額	徴収率 (%)	
一般会計 外10 会計	経常賦課金	174,974,625 円	172,674,615 円	2,300,010 円	98
	事業費賦課金	133,140,347 円	131,269,419 円	1,870,928 円	98



平成 26 年度 事業計画について

○土地改良施設維持管理適正化事業

本年度は 5 施設で事業費合計 21,655 千円の適正化事業が施行されます。事業の実施予定時期は 11 月～3 月となっており、施行施設及び事業内容については次のとおりです。

現 況 写 真	施 設 名	整 備 補 修 の 内 容
	下畑岡地区第 5 揚水機場 栗原市若柳地内	φ 150mm×7.5kw×2 台の水中ポンプ、ポンプ付属機器（スクリーン、ネットフェンス等）、電気機器（操作盤等）の整備補修
	渡丸揚水機場 栗原市栗駒地内	φ 200mm×30kw×2 台の着脱式水中ポンプ、ポンプ付属機器（スクリーン等）、電気機器（高圧受電盤、主変圧器盤、ポンプ盤、計装盤、圧力伝送器、水位計、高圧気中開閉器等）の整備補修
	川口揚水機場 栗原市一迫地内	φ 450mm×132kw×2 台の水中ポンプ及び補機類（真空ポンプ、封水ポンプ等）、電気機器（操作盤、リレー、タイマー等）の整備補修
	若柳六畝揚水機場 栗原市若柳地内	φ 300mm×30kw×1 台の横軸渦巻ポンプ及び補機類（真空ポンプ、封水ポンプ等）、電気機器（操作盤、リレー、タイマー等）の整備補修
	須崎前揚水機場 登米市石越町地内	φ 250mm×18.5kw×2 台の着脱式水中ポンプ、電気機器（操作盤、リレー、タイマー等）の整備補修

○農業基盤整備促進事業

この事業は、農家の経営規模の拡大や農作物の高付加価値化・品質向上等を目的に、整備済みの農地区画の拡大や暗渠管設置といった簡易な農地整備に助成する事業です。当改良区では、以下の 6 箇所を施行する予定です。

工 事 名	施 行 場 所	施 行 延 長
迫川上流 (1) 地区 区画拡大・暗渠排水工事	栗原市志波姫地内外	区画拡大工 A=24.5h a 暗渠排水工 A=12.0h a
尾松第 2 地区排水路整備工事	栗原市栗駒地内	L=400m
川台幹線用水路法面整備工事	栗原市一迫地内	L=80m
南谷地地区排水路布設替他工事	栗原市若柳地内	L=40m
押込地区排水路整備工事	登米市石越町地内	L=200m
有賀排水機場護岸整備工事	栗原市若柳地内	L=100m

このような時は改良区へ必ず届出を!!

- ・農地を**売買**または**交換**並びに**贈与**したとき
- ・農地を**賃貸借**した または**賃貸借を解除**したとき
- ・**農業者年金**の受給または**後継者へ経営を移譲**したとき
- ・**組合員の方が亡くなった**とき
- ・**住所を変更**したとき

『組合員資格得喪通知書』
での届出が必要

- ・農地を宅地等に**転用**するとき
- ・畑等に**地目変更**するとき
- ・**公共事業等で農地が買収**されたとき

『農地転用等の通知書』
『地区除外申請書』
での届出が必要



* 地区除外決済金の納入も必要となります。

毎年、**賦課金納入通知書発行後**に「土地の権利移動をした」「土地の面積が違う」「組合員名義が違う」等の問い合わせが多数あります。関係する市町村の農業委員会等への届出、登記が完了しても、**土地改良区への届出がなければ台帳の修正は行われません。**届出用紙は土地改良区に備え付けてある他、**迫川上流土地改良区**のホームページ (<http://www.hakuue.jp>) からダウンロードができます。

地区除外決済金とは？

県営かんがい排水事業やほ場整備事業などの土地改良事業の事業費の内地元負担分は、借入金（賦課金）によって賄われており、毎年組合員皆さんから賦課金として納入頂いています。農地の転用、公共用地買収などにより地区除外されると、その土地の償還金や維持管理費等を残った土地で負担しなければならなくなり、残りの組合員の方々の負担増となってしまいます。それらを解消するため、その土地の負担相当分（これから支払うべき償還金等）を決済の対象とし、決済金を徴収することになっています。

※この決済金を納入しないと、いつまでも従前の面積のまま賦課されることになりますのでご注意ください。

平成26年度の決済金額は下表のとおりです。

決済金種別	1,000m当り	決済金種別	1,000m当り
県営かん排迫川上流地区(三迫川沿岸地区)	2,540円	県営石越地区北部ほ場整備	24,640円
県営かん排迫川上流3期地区(一迫川沿岸地区)	12,690円	県営南谷地地区ほ場整備	2,730円
川南地区県営ほ場整備	12,500円	石越地区維持管理(ほ場整備区域) 田	30,110円
県営かん排迫川上流地区(石越地区)	8,550円	石越地区維持管理(ほ場整備区域) 畑	6,020円
県営かん排石越南部地区	6,650円	石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 田	9,710円
石越地区迫川上流かん排附帯団体営	630円	石越地区維持管理(ほ場整備区域外) 畑	1,940円
県営石越地区南部ほ場整備	13,450円		

国営造成施設管理体制整備促進事業

21世紀土地改良区創造運動

◆『第15回伊豆野堰祭』

平成26年8月29日に毎年恒例の「伊豆野堰祭」を開催いたしました。今年は、栗原市立一迫小学校4年生とその保護者を対象に農業、農村等について知ってもらうため、「伊豆野堰」のあらまし、「ダム」の役割、「農業と農村のいろいろな働き」、「田んぼや農村の役割などのパネルクイズ」の4つの内容を模型実演も交えながら勉強し、「水に親しみ魚と遊ぶ」と題し、ニジマスのかみ取りを体験してもらいました。

まずは、全体で伊豆野堰の生い立ち（歴史）を学ぶための紙芝居で、「伊豆野堰」のあらましを勉強。伊豆野堰を築き、下流地域へ用水を導くための水路を造成するために用いられた、昔ならではの工夫を学びました。次に3つの班に分かれ、「ダム」の役割、「農業と農村のいろいろな働き」、「田んぼや農村の役割などのパネルクイズ」を勉強。「ダム」の役割では、ダム洪水調節シミュレーション模型を使い、役割と必要性をわかりやすく学んでもらい、「農業と農村のいろいろな働き」ではクイズを出題。みんな物知りで元気に手を挙げて答えていました。

「田んぼや農村の役割などのパネルクイズ」では、パネルを見ながら子供も大人も満点目指して取り組んでもらいました。



◆『花いっぱい運動』

平成26年10月23日に「平成26年度栗原市金成地区花いっぱい運動」を開催いたしました。すっきりとした秋空の下、平成26年度から学校再編により、小中一貫校となった栗原市立金成小中学校を会場に、地域集落の方々、金成小中学校3年生、7年生（中学1年生）、関係機関と交流を図りながら色とりどりの花をプランターに植栽しました。

植栽作業前には、水田や水路がもつ多面的な役割等が農業以外の目的にも活用されており、大いに地域貢献していることを伝え、水路の景観向上を目的に、更に地域の方々との交流を図るべく、植栽開始。

プランターへ植栽する前に、植栽ポイントをグリーンアドバイザーから指導していただき、地域の方々、小中学生、関係機関がひとつとなり、バランス、色合いをお互いに考え、交流を図りながら植えて行きました。

植栽されたプランターは軽辺幹線水路等の沿線に設置し、花で景観の向上を。これに小中学生からの「いつもきれいな水路にしよう」「用水路にゴミを捨てないで」等のメッセージカードを添え、水田や水路等が地域に貢献していることの啓発活動を実施しました。



市民祭りに出店

平成26年8月30日、イオンスーパーセンター栗原志波姫店特設会場で栗原市が開催した「2014 栗原市市民祭り」に、当改良区も田んぼや農業用水利施設がもつ多面的機能を広く理解してもらうため、出店しました。改良区では、農業用水利施設は田んぼに水を届けるだけでなく、防災や生活環境の保全など、私たちの生活を支えている様々な働きについて紹介するパネルを展示し、水路や田んぼに生息する生き物を鑑賞する展示コーナーを設けました。

展示したパネル内容の理解度を確かめるクイズに答えると挑戦できる、魚すくいは大人気で、多くの家族連れで終日大盛況の改良区ブースでした。



どんな生物つかまえた??



市民祭りの魚すくいにいた魚や、ブースで展示されていた魚を紹介します。



ニホンメダカ

体長2cm～4cm。水を張った田んぼやため池、水路などに群れをつかって泳いでいる。自然界での寿命は約1年。学名のオリジマス=ラティペスは「幅広い足(ひれ)を持ったイネの魚」という意味。

メダカによく似たカダヤシという魚が、ボウフラを好んで食べるので蚊の発生を防ぐ目的で、1916年に北アメリカから東京に移入されました。メダカよりも攻撃性が強く、近年はメダカがカダヤシに追いやられている地域もあるようです。



カダヤシヒメ



タナゴ

体長6cm～10cm。川の下流域など水流が緩やかで、水草が繁茂する所に生息する。自然界での寿命は約3年。繁殖期(5月)になると雄の尾びれや腹部は、ピンク色(婚姻色)になる。



ギバチ

体長10cm～22cm。水がきれい自然が残されている川の上流から中流域に生息する。夜になると活動を始める。環境の変化に弱く、河川改修などで生息する場所が少なくなっている。

賦課金納入は納期内に

賦課金は賦課基準日（5月1日現在）の土地原簿記載地積により賦課させて頂いています。賦課金納入通知書には当該年度に納めて頂く賦課金合計額が記載され、その内訳が期別・賦課基準別に記載してあります。また、全ての賦課種別・賦課金単価も記載してありますので参考にして頂きたいと思えます。

納付書は、前期分と後期分を同時に発行しており、現金で納入される方は前期分と後期分を一括で納入することも可能です。

なお、賦課金は納期限が過ぎますと、過怠金として督促手数料及び延滞金（年 14.6%）が納期限翌日から日々加算されますので、納期内に納入くださいますようお願い致します。



賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい

手続き方法

農協窓口（栗っこ農業協同組合各支店、みやぎ登米農業協同組合各支店、いわて平泉農業協同組合花泉支店）または土地改良区で手続きができます。貯金通帳及び届出印をご持参の上、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込み下さい。

振替できなかった場合

残高不足等で口座振替ができなかった場合は、現金で納入できる納付書を郵送致します。左記農協窓口または土地改良区で直接納入して頂くことになります。

指定口座に変更が生じた場合

指定口座の名義変更・口座番号の変更が生じた時は、上記農協窓口または土地改良区へ届出をお願い致します。

残高確認について

口座振替日は前期・後期ともに一回限りですので、振替不能とならないよう、口座振替日前日までに必ず貯金残高の確認をお願い致します。

他の納入方法として、郵便局からの振込も可能ですのでご希望の方は土地改良区までお問い合わせ下さい。



領収書の発行について

口座振替の方の領収書につきましては、毎年12月に前期・後期分をまとめて発行しております。この領収書は確定申告等の際に必要となりますので、大切に保管して頂きますようお願い致します。

滞納処分（財産差押え）の実施

賦課金の滞納は土地改良法に基づき、地方税の滞納処分の例により認可を受けて理事が処分執行することになります。納入が滞ってしまうと滞納額が大きくなり一度に支払うことが困難となり、改良区の業務運営等にも支障を来すことになります。

滞納者には電話連絡・戸別訪問を行いながら納入の督促をしておりますが、それでも難しい場合は、やむを得ず財産の差押えに踏み切っております。

納付の相談は土地改良区事務所にて随時対応しておりますので、お気軽にご相談下さい。

滞納賦課金は新組合員の負担になります！

「農地を買ったけど、後になって賦課金の滞納があることに気づいた・・・」

というような相談に来られる方がおりますが、滞納賦課金は土地改良法第42条（権利義務の承継）の規定に基づき、農地を買った組合員に支払の義務が生じます。

農地を買うとき・借りるときは、滞納賦課金があるかを確認し、後で問題が起きないように互いに十分話し合ってください。



迫川上流地区土地改良区 統合整備推進協議会の 設立



これまで、真坂土地改良区（一迫地区）及び西向土地改良区（栗駒地区）を吸収合併するため合併推進協議会準備会で協議していましたが、去る10月21日に西向土地改良区と迫川上流土地改良区は先行して合併するため、「**迫川上流地区土地改良区統合整備推進協議会**」を設立いたしました。



その中で、合併に係る基本事項の検討を行い「統合整備計画書」を作成し、組合員への周知を図りながら、「合併予備契約書」の締結に向けて協議しております。

一方、真坂土地改良区については、これまでの合併推進協議会準備会を継続し、課題等を整理して早期に合併できるように作業を進めております。

改良区からのお願いとお知らせ



用水管理について

近年は晩期栽培や作付品種の多様化により、田植えの時期が長くなっています。改良区としては、河川管理者から許可された“水利権”の中で用水を供給することになっていますので、組合員皆様方のご要望に十分お応えできないのが現状です。

「水」は、組合員皆さんの財産です。下流末端の方々は毎年用水に苦慮しています。“譲り合いの精神”を大切に、ご協力をよろしくお願いいたします。

★田んぼに水を掛け終わったら、必ず水口は閉めましょう！
 ★用水を掛ける時は、下流にも流れるよう調整しましょう！
 ★『無駄な水は流さない』を徹底しましょう！



～許可水利権について～

以前は5月の連休が代掻き・田植えの時期として主流でしたが、近年の農業用水事情(水田)は「晩期栽培」の推奨等によって大きく変わりつつあり、5月半ばが最盛期となってきています。改良区では、国営及び県営かんがい排水事業の実施により「法定水利権」が与えられており、取水量のイメージ(平成26年3月時)は下図のようになります。



代掻き・田植え時期が実態と違ってきているとは言え、許可水利権以上に取水することは許されません。組合員の皆様から「水が足りない」と言う苦情が多くなってきていますが、水利権の中で調整しなければならないのが現状です。改良区としても精一杯用水供給に努めておりますが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

「水苗代用水」へのお願い

揚水機場のかんがい期前の揚水は、水利権としての位置付けがありません。ただ揚水機の試運転として数時間の揚水に限られています。

「水苗代用水」として利用されていた方々には大変申し訳ありませんが、改良区としてこれまでのように用水路等への供給は出来ませんので、試運転で流れたもの、又は排水路等を利用して頂くようになります。

関係皆様のご理解とご協力よろしくお願いいたします。



大雨後の用水供給対策

地球温暖化と騒がれている昨今、異常気象による季節等に関係なく台風の来襲なり、何十年ぶりの大雨やゲリラ豪雨等、予想をはるかに超える大災害が起こっております。

ご存知のとおり「水」はあらゆる万物に「恵み」というものを与えるものですが、時には狂ったように天から降り注がれ濁流となって大暴れし、災害をもたらすものでもあります。

改良区では、台風なり気象前線の情報確認し下流の湛水被害を防止するため、事前に用水停止をすることにしており、湛水した場合は排水機場を長時間運転する事となります。

下流、特に志波姫・若柳地区や石越地区では3～4日間も水田に湛水している中、上流側では「水がほしい」との要望がありますが、しばらくお待ち頂く場合があります。

出来る限り迷惑を掛けないように用水調整をして参りますが、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。



【志波姫川敷付近の
大江堀川の水位状況】



【大江堀川の氾濫を防ぐため
救急内水ポンプを稼働】



【志波姫地区新戸崎
地内の冠水状況】



【石越鹿沼地区の
冠水状況】

ほ場整備後の田んぼの管理を徹底！

ほ場整備後の田んぼについて、排水路溝畔法面からの漏水及び暗渠排水のモミガラ腐食による田面の陥没等の苦情が多く寄せられています。特に大豆転作後の田んぼに多く見られますので、ほ場の管理を徹底して下さい。

○転作復元田に関する注意点について

- ① 地権者への返還にあたっては、大豆収穫後、転作組織において速やかに秋耕・整地を行い、水田作付が出来る状態に復元すること。
- ② 漏水防止を徹底するため、畦塗りも行うことが望ましい。
- ③ 畑作が長引くと、用排水施設が破損する場合がありますので、期間は1～2年が望ましい。

○水稲耕作者について

- ① 田面に起伏があると、除草剤の効果が低下するので、春耕・代かき等は丁寧に行うこと。
- ② 復田後は、弾丸暗渠等の影響が残り、縦浸透が激しいので、荒代かきを1回多く行う。
- ③ 排水路溝畔漏水がないか、まめに確認すること。

○暗渠排水の管理について

- ① 秋作業終了後（転作地）は、モミガラ腐食防止のため暗渠排水閘を閉めておき、定期的に開閉し堆積物を流し出す。



水路への“ゴミ捨て”禁止



住宅地の混住化が進んだせいか、水路への“ゴミ捨て”が多くなってきています。ペットボトルや発泡スチロール製のトレイなどが目立ち、水路のあちこちで通水への支障を来しています。

また、最近では紙おむつも流れてきており大変迷惑しています。農業関係者だけでなく、近隣の方々にも声を掛けて“ゴミ捨て”禁止にご協力お願い致します。

法面への除草剤散布は控えて!?

近年、水路沿い等に、除草対応として除草剤を散布する方が多く見受けられます。

根元まで枯らすため、枯れた後に大雨が降りますと、法面が崩れて水路に土砂が溜り、維持管理に支障がでますので、道水路等の官地には、過剰な除草剤の散布は控えるようご協力をお願いします。



【除草剤を散布した法面は、崩れやすい?】

物損事故は届け出を

改良区管内で自動車事故等により管理施設を破損する事故が発生しております。このような場合は、当事者の負担で復旧することになります。幹線用水路には年間通して用水が流れており、施設の破損状況によっては緊急を要するものもありますので必ず当改良区にご連絡ください。

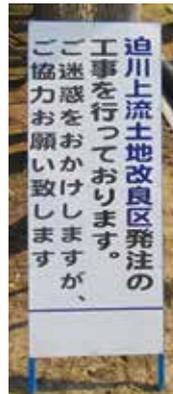
事故によるフェンスの破損▶



▼事故によるゲートの破損



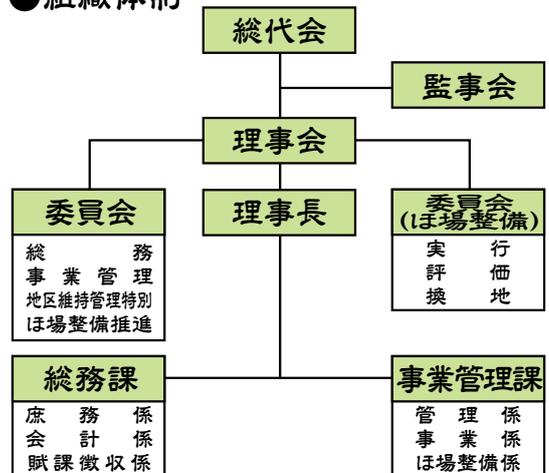
▲事故による排水路の破損



改良区発注の工事では、左のような看板を設置しております。工事現場には重機・トラックが出入りし、大変危険ですので近づかないようご協力お願いします。

お掛け致します。

●組織体制



各種問い合わせ先

- | | |
|---|---|
| 総務課
・賦課金に関する事
・一括繰上償還に関する事
・土地の移動等に関する事 | 事業管理課
・用水・排水に関する事
・工事に関する事
・ほ場整備に関する事 |
|---|---|